

奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十一号

奈良県こども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例

奈良県こども家庭相談センター設置条例（平成十四年三月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県中央こども家庭相談センターの項中「奈良市 大和郡山市」を「大和郡山市」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。